平成２１年（フ）第５０号
鹿児島県枕崎市中央町96番地県営住宅Ｂ１―301
債務者　立石　直美
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第２２９号
沖縄県浦添市牧港１丁目１番11号　仲西ビル３Ｆ
債務者　西原　朝子（旧姓宜名真）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３１７号
埼玉県児玉郡神川町大字二ノ宮36番地３　ロイヤルハイム神川Ｂ201
債務者　林　　京子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３２７号
埼玉県熊谷市新堀1131番地１　籠原団地10―402
債務者　松本　明美
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３９８号
新潟県新潟市江南区東本町３丁目５番52号
債務者　豊崎　秀展
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９９号
新潟県新潟市江南区東本町３丁目５番52号
債務者　豊崎　由美
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０８号
新潟県新潟市秋葉区田家１丁目１番５号
債務者　白井　忠夫
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７２号
岐阜県揖斐郡池田町市橋954番地　ファロス201
債務者　池田真由美
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１５９３号
名古屋市南区戸部町２丁目36番地　フローリア戸部１Ａ号
債務者　水谷　充恵
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７５８号
愛知県西春日井郡春日町大字落合字上川畑31番地１
債務者　田中真由美
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９２５号
京都市山科区椥辻封シ川町37番地　プルーリオン椥辻507号
債務者　礒野　裕子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１９４号
京都市山科区西野山中臣町75番地４
債務者　内藤　盛行
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２４号
京都市伏見区深草大亀谷古御香町105番地２
債務者　河内　悦子（旧姓乾）
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３１９号
京都市伏見区深草稲荷御前町75番地　コスモ稲荷304号
債務者　菅野　裕子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３８９号
兵庫県姫路市東延末２丁目16番地
債務者　田中　糸代
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５１８号
兵庫県姫路市西庄甲177番地１県営住宅４棟131号
債務者　古野　弘子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１１００号
広島県東広島市西条町田口380番地20　ゴールドクレスト105号
債務者　松村　広和
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１１２号
広島市南区東雲本町２丁目18番26―403号
債務者　岡村　博尚
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　広島地方裁判所民事第４部